

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程（16 経教 規程第29号）の一部を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正後 |
|---|--|
| <p>国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16 経教 規程第29号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>（給与）</p> <p>第9条 再雇用職員の給与に関する事項については、本条に特段の定めがある場合を除き、「東京農工大学職員給与規程」（以下「職員給与規程」という。）によるものとする。</p> <p>2 再雇用職員の給与月額については、別表第1に定めるところによる。</p> <p>3 再雇用職員には、職員給与規程第2条に規定する諸手当のうち、俸給の調整額、管理職手当、都市手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、期末特別手当を支給する。</p> <p>第10条～第13条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>第1条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>（給与）</p> <p>第9条 再雇用職員の給与に関する事項については、本条に特段の定めがある場合を除き、「東京農工大学職員給与規程」（以下「職員給与規程」という。）によるものとする。</p> <p>2 再雇用職員の給与月額については、別表第1に定めるところによる。</p> <p>3 再雇用職員には、職員給与規程第2条に規定する諸手当のうち、俸給の調整額、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、期末特別手当を支給する。</p> <p>第10条～第13条（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> |

附 則（18 教 規程 第25号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。